

資 料 提 供
平成27年6月26日
智頭急行株式会社
TEL 0858-75-2595

「普通回数乗車券」及び「特殊回数乗車券」の障がい者割引について

当社では、智頭線内で現在、便利にご利用いただいている「普通回数乗車券」(障がい者割引)の対象者を拡大するとともに、新たに「特殊回数乗車券」(障がい者割引)を発売いたします。

記

一、普通回数乗車券(制度改正)

1. 名 称 「普通回数乗車券」の障がい者割引
*「普通回数乗車券」とは、智頭線内の各駅相互間について発売する11枚つづりの回数券
 2. 発 売 期 間 平成27年7月1日から通年
 3. 利 用 期 間 平成27年7月1日から通年
 4. 発 売 条 件 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方(大人・小児)
発売・利用時には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示していただく
 5. 発 売 箇 所 智頭急行 上郡駅・大原駅・智頭駅、JR 佐用駅
 6. 仕様及び発売額
 - ① 智頭線内の普通列車・特急列車に限り有効(別途特急券を購入)
 - ② 発売から3ヵ月有効
 - ③ 11枚つづり
 - ④ ・大人の普通回数旅客運賃
発着区間の大人片道旅客運賃を10倍した額
・小児の旅客普通回数旅客運賃
発着区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額
・第1種身体障害者・第1種知的障害者が介護者とともに旅行する場合
(普通回数旅客運賃の5割引)に新たに第1級精神障害者を加える
(本人・介護者とも回数乗車券利用可)
・第1種・第2種身体障害者・第1種・第2種知的障害者・第1級・第2級・第3級精神障害者が単独で旅行する場合に対して新たに割引を適用する(普通回数旅客運賃の5割引)
 - ⑤ 割引印を全券片に押印する
- *アンダーラインが制度改正部分

7. 払 い 戻 し

- ① 使用開始前は、有効期間内に限り発売箇所を取り扱う
- ② 払い戻し手数料は一冊につき220円とする
- ③ 使用開始後は、有効期間内に未使用の券片に限って既に支払った、普通回数乗車券の発売額から、既に使用した回数券区間の片道普通旅客運賃を差し引いた残額から手数料220円を引いたもの

二、特殊回数乗車券（新設）

1. 名 称 「特殊回数乗車券」の障がい者割引
*「特殊回数乗車券」とは、100円券33枚つづりの回数券
2. 発 売 期 間 平成27年7月1日から通年
3. 利 用 期 間 平成27年7月1日から通年
4. 発 売 条 件 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方（大人・小児）
発売・利用時には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示していただく
5. 発 売 箇 所 智頭急行 上郡駅・大原駅・智頭駅、 JR 佐用駅
6. 仕様及び発売額
 - ① 乗車券運賃に相当する100円券を収受する
回数乗車券の表示金額を超えて乗車する場合は、その超えた金額を現金で収受する
使用する回数乗車券の金額に満たない場合の過払い分について、現金の払い戻しはしない
 - ② 利用は智頭線内の普通列車に限る
 - ③ 第1種身体障害者・第1種知的障害者・第1級精神障害者が介護者とともに旅行する場合
（本人・介護者とも回数乗車券利用可）
 - ④ 第1種・第2種身体障害者・第1種・第2種知的障害者・第1級・第2級・第3級精神障害者が単独で旅行する場合
 - ⑤ 1,500円（100円券×33枚分）
 - ⑥ 現行発売の特殊回数乗車券（3,000円）を使用し、表紙の金額3,000円を1,500円に訂正し
発売
券面に割引印を押印する
7. 払 い 戻 し
払い戻しはいたしません

お 問 い 合 せ
運 輸 部 営 業 課
TEL 0858-75-2595